

新型コロナウイルス・ワクチン関連情報

(NSW州及び北部準州在住者用)

※ 予防接種に関する判断に際しては、政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

1 豪州全体のワクチン接種関連情報

豪州全体の新型コロナウイルス・ワクチン関連情報は、豪州連邦政府保健省サイトに日本語でも掲載されています。ただし、日本語での掲載内容には一部の最新情報が反映されていない場合もありますので、最新情報は英語サイトでご確認ください。

(ワクチン関連情報・日本語サイト)

<https://health.gov.au/node/18257>

(ワクチン関連情報・英語サイト)

<https://www.health.gov.au/initiatives-and-programs/covid-19-vaccines>

豪州では州毎にワクチン接種の対象者や予約方法が異なります。 ニューサウスウェールズ (NSW) 州及び北部準州 (NT) それぞれの情報については、以下をご参照ください。

(1) NSW 州在住の方

【最新情報入手先】

NSW 州在住の方は、NSW 州政府ウェブサイトでワクチン関連の最新情報をご確認ください。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/about-vaccine-rollout#who-can-get-a-vaccine-now>

【ワクチン接種対象者】

NSW 州政府は、全ての州内居住者は無料で新型コロナウイルス・ワクチン接種が可能と説明しています。豪州国籍、永住権、Medicare カードの有無にかかわらず、駐在員やその家族、留学生、ワーキングホリデー滞在者なども接種可能です。

【ワクチンの種類】

NSW 州は、推奨されるワクチンを年齢別に区分しています。8月1日時点では以下のとおりとなっていますが、随時更新されると予想されますので、最新情報は NSW 政府ウェブサイトでご確認ください。

1. ファイザー社製ワクチン：5歳以上が対象です。
2. アストラゼネカ社製ワクチン：60歳以上の成人が主な対象ですが、60歳未満の人もファイザー社製のワクチンが入手できない場合等に早期接種が推奨されています。
3. モデルナ社製ワクチン：6歳以上の人が対象です。
4. ノババックス社製ワクチン (Novavax/Nuvaxovid)：18歳以上の人が対象です。

(NSW 州政府ウェブサイト)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/vaccination/facts>

(豪州予防接種技術諮問グループ (ATAGI) ウェブサイト)

<https://www.health.gov.au/news/atagi-statement-response-to-nsw-covid-19-outbreak-24th-july-2021>

【接種場所と予約方法】

1 オンライン予約

下記の豪州政府ウェブサイトにて、オンライン予約が可能です。

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/booking/>

2 NSW 州政府指定のワクチン接種施設やかかりつけ医、薬局での接種

NSW 州政府によれば、NSW 州政府指定のワクチン接種施設、一部のかかりつけ医 (GP) や薬局でも、ワクチンの接種が可能です。予約不要な施設、医療機関、薬局もあります。なお、5歳～11歳のワクチン接種については、予約時に親或いは保護者 (guardian) の同意が必要であるほか、接種時にも原則として同行する必要があります。

【ブースター接種】

NSW 州政府は、原則として16歳以上を対象にブースター接種 (3回目) を推奨しており、2回目の接種後3ヶ月間の間隔を空ければ接種可能です。また、原則として50歳以上を対象にブースター接種 (4回目) を推奨しており、3回目の接種後3ヶ月間の間隔を空ければ接種可能です。ただし、基礎疾患等の特別な事情がある人は、対象年齢以下であってもブースター接種を受けられる可能性があります。また、30歳以上でも希望すれば、3回目の接種後3週間の間隔を空ければブースター接種 (4回目) を接種可能です。

ブースターは無料で接種でき、オンライン予約が可能です。なおブースター接種時には、2回のワクチン接種を完了していることを示す接種証明を提示する必要があります。

(ブースター・ワクチンの接種について)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/vaccination/get-vaccinated/boosters>

(ブースター接種オンライン予約)

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/booking/>

(2) 北部準州在住の方

【最新情報入手先】

NT 在住の方は、NT 政府ウェブサイトでワクチン関連の最新情報をご確認ください。
<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/COVID-19-vaccinations>

【ワクチン接種対象者】

NT 政府は、全ての州内居住者は無料で新型コロナウイルス・ワクチン接種が可能と説明しています。豪州国籍、永住権、Medicare カードの有無にかかわらず、駐在員やその家族、留学生、ワーキングホリデー滞在者なども接種可能です。

【ワクチンの種類】

NT 政府は、推奨されるワクチンを年齢別に区分しています。8月1日時点では以下のとおりとなっていますが、随時更新されますので、最新情報はNT政府ウェブサイトでご確認ください。なお、下記ウェブサイトでワクチン接種のオンライン予約が可能です。

1. ファイザー社製ワクチン：5歳以上が対象です。
2. アストラゼネカ社製ワクチン：18歳以上が主な対象ですが、ファイザー社製のワクチンが入手できない場合等に早期接種が推奨されています。
3. モデルナ社製ワクチン：6歳以上の人が対象です。
4. ノババックス社製ワクチン (Novavax/Nuvaxovid)：3・4回目のブースター接種に限られます。18歳以上の人が対象です。

(オンライン予約サイト)

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/booking/>

【ブースター接種】

NT 政府は、原則として12歳以上を対象にブースター接種（3回目）を推奨しており、2回目の接種後3ヶ月間の間隔を空ければ接種可能です。また、原則として30歳以上を対象にブースター接種（4回目）を推奨しており、3回目の接種後3ヶ月間の間隔を空ければ接種可能です。ただし、基礎疾患等の特別な事情がある人は、上記の対象年齢以下であってもブースター接種を受けられる可能性があります。

ブースター・ワクチンは無料で接種でき、オンライン予約が可能です。

(ブースター接種についての最新情報)

https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/booking-your-covid-19-vaccine#/fourth_dose

2 ワクチン接種証明書の入手方法

新型コロナウイルスのワクチン接種証明書を入手するには、以下4つの方法があります。

(1) Express Plus Medicare モバイルアプリを介して新型コロナウイルスデジタル証明書をダウンロードするか、myGov を介して Medicare オンラインアカウントをダウンロードします。新型コロナウイルスデジタル証明書を Apple Wallet または Google Pay に追加できます。手順については、Services Australia のウェブサイトをご確認ください。

(Services Australia : 新型コロナウイルスのワクチン接種証明書の入手方法)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/how-to-get-proof-your-covid-19-vaccinations?context=60091>

(Express Plus Medicare モバイルアプリ)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/express-plus-medicare-mobile-app>

(myGov)

<https://my.gov.au/LoginServices/main/login?execution=e1s1>

(メディケアオンラインアカウント)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/medicare-online-accounts>

(2) オンラインで証明書を入手できない場合には、ワクチン接種を受けた機関から接種履歴を印刷してもらうことも可能です。

(3) 豪州予防接種登録局 (Australian Immunisation Register) に電話し(1800 653 809、平日の午前8時から午後5時まで対応)、記録を送付してもらうよう依頼することも可能です。到着までに最大14日かかる場合があります。

(4) メディケアの資格を有しない場合は、上記豪州予防接種登録局に電話して証明書の郵送を依頼するか、myGov の Individual Healthcare Identifiers サービス (IHI サービス) を利用して、新型コロナウイルスデジタル証明書をデジタルウォレットに追加することも可能です。

3 日本国内で発行されたワクチン接種証明書を豪州国内の接種証明システムに反映させる方法

日本国内でワクチンを接種し、日本国内で発行されたワクチン接種証明書（和文のみのもの或いは英語併記のものがあります）をお持ちの方で、これを豪州国内の接種証明システムに反映させたい場合、豪州連邦政府 Service Australia のウェブサイトにて必要な手続きが案内されています。手続きの流れは以下のとおりですが、詳しくは同ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/australian-immunisation-register/what-register/overseas-immunisations>

(1) 日本国内で発行されたワクチン接種証明書をご準備ください。同接種証明書が日本語でのみ記載されている場合は、英訳が必要です。Service Australia ウェブサイトでは、英訳の作成にあたり、豪州連邦政府内務省の無料翻訳サービスを利用するよう案内されています。

<https://translating.homeaffairs.gov.au/en>

(2) メディケアカードをお持ちの方は、ご準備下さい。また、メディケアカードがない人は「個人保健識別番号 (Individual Healthcare Identifier (IHI))」を取得してください。IHI は、Service Australia ウェブサイトにてオンラインで取得可能です。ただし、事前に My Gov のアカウントを作成する必要があります。

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/individual-healthcare-identifiers/how-get-ihl>

(3) 上記(1)と(2)を、かかりつけ医 (GP) 等の「認定されたワクチン提供者 (recognised vaccination provider)」に持参・提示し、「豪州免疫登録 (the Australian Immunisation Register (AIR))」システムへの登録を要請してください。なお、14歳以下の子どもについては、保護者が代理で取得することができます。他方、14歳以上の子どもについては、保護者が代理取得するにあたり、本人の同意を得る等の手続きを踏む必要があります。

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/australian-immunisation-register/how-get-immunisation-history-statement>

(4) 登録が完了すれば、ワクチン接種記録がオンライン上で見られるようになります。外出先で提示を求められた場合には、接種記録やデジタル証明書をスマートフォン画面上(My Gov の Medicare アカウント或いは Medicare アプリ) で提示することが可能となります。

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/subjects/getting-help-during-coronavirus-covid-19/covid-19-vaccinations/what-types-proof-there-are#addingoverseas>

4 日本でのワクチン接種（一時帰国者のための海外在留邦人の一時帰国新型コロナ・ワクチン接種事業）

【事業概要】

日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業を実施中です。

接種を希望される方は、以下の事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、以下の内容は今後変更があり得ますので、実際のインターネット予約の際は特設サイト（下記）の注意事項等を改めてご確認ください。

（外務省海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（インターネット予約特設サイトURL）

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

【接種対象者】

以下の全ての条件を満たす方が本事業の対象者となります。

- （1）在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細はこちら））
- （2）日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）
- （3）接種を受ける時点で満5歳以上である方

※本事業の被接種者は、本事業で初めて新型コロナウイルスのワクチン接種を受け、かつ本事業により2回の接種を受ける方を想定しています。

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

（了）